

# **兵庫県 公共施設景観指針**

---

平成18年3月

**兵庫県景観形成室**

# 兵庫県 公共施設景観指針 <目次>

---

0 はじめに	1
1) 公共施設景観指針の目的	
2) 景観の形成等に関する条例の概要	
1 全体構成	2
2 基本指針	3
1) 自然的要素	
2) 歴史・文化的要素	
3) 人工的要素	
4) 維持管理等	
3 共通指針	5
1) 基本計画	
2) 構成要素別指針	
1. 斜面・法面	
2.擁壁	
3.護岸	
4.舗装	
5.付属物 (ベンチ、街灯、サイン等)	
4 施設別指針	15
1. 道路	
2. 河川	
3. 海岸・港湾	
4. 砂防施設	
5. 公園	
6. 公共建築物	

# 0 はじめに

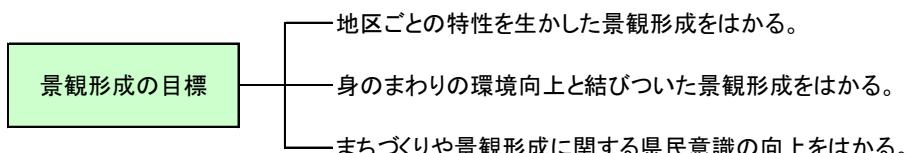
## 1) 公共施設景観指針の目的

公共施設の設置や管理における景観形成の指針を作成することにより、よりよい景観形成への先導的役割を果たし、地域の景観づくりに寄与すること

## 2) 景観の形成等に関する条例の概要

「景観の形成等に関する条例」のねらい：兵庫県が持つ恵まれた自然や歴史と調和した美しいまちなみや風景を創造または保全し、魅力ある景観の形成を図ること

### 景観形成の目標：



### 条例の構成：

- 1 景観形成地区
- 2 風景形成地域
- 3 星空景観形成地域
- 4 景観形成重要建造物等
- 5 大規模建築物等
- 6 住民の参画と協働による景観の形成等
- 7 公共施設景観指針

## 景観の形成等に関する条例

### 第5章の2 公共施設景観指針

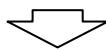
- 第29条の6 知事は、県が設置し、又は管理する公共の用に供する施設（以下「公共施設」という。）について、公共施設景観指針を定めるものとする。
- 2 県は、公共施設を設置し、又は管理する場合においては、公共施設景観指針に従い、公共施設に係る景観の形成及び公共施設とその周辺地域の景観との調和を図るものとする。
  - 3 知事は、国等が設置し、又は管理する公共施設について、公共施設景観指針に準じて、公共施設に係る景観の形成及び公共施設とその周辺地域の景観との調和を図るよう要請するものとする。
  - 4 第8条第6項の規定は、公共施設景観指針の決定及び変更について準用する。

# 1 全体構成

## 1) 公共施設景観指針の構成

### 1 全体構成

《景観指針》 → 公共施設の景観向上



### 2 基本指針

- 1) 自然的要素
- 2) 歴史・文化的要素
- 3) 人工的要素
- 4) 維持管理等



### 3 共通指針

#### ○ 基本計画

- 1 地形改変の抑制
- 2 動植物等の保全
- 3 自然植生との調和(緑化、植栽)
- 4 周辺環境との調和
- 5 水辺空間の利用
- 6 歴史的文化的資産の保全
- 7 資源の有効活用(石材、間伐材等)
- 8 施設デザインの工夫
- 9 維持管理の配慮
- 10 住民参加
- 11 景観形成の検証

#### ○ 構成要素別指針

- ① 斜面、法面
- ② 擁壁
- ③ 護岸
- ④ 裝置
- ⑤ 付属物(ベンチ、街灯、サイン等)



### 4 施設別指針

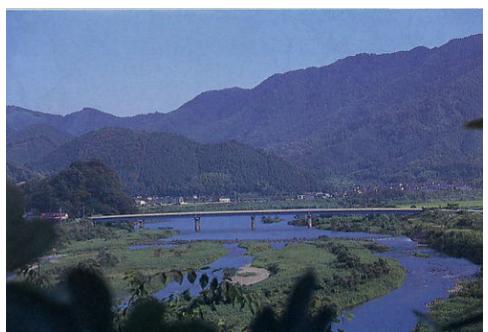
- ① 道路
- ② 河川
- ③ 港湾・海岸
- ④ 砂防施設
- ⑤ 公園
- ⑥ 公共建築物

## 2 基本指針

### 1) 自然的要素

#### ① 自然地形の保全・活用

- 地形改変を抑制し、山並みや海岸線、河川などの自然景観の骨格となる自然地形を保全する。
- 特徴的な地形や樹林地などの自然景観をランドマーク等として活用する。



■円山川を中心に豊かな自然要素が残る景観（豊岡市）

#### ② 自然がつくる連続性の確保

- 施設周辺の生態系、樹木や樹林地等の保全等により、景観や環境の分断の回避に努める。
- 施工後は積極的に周辺自然の回復に努め、連続的な景観や環境の回復を図る。



■背景となる山なみと農の風景が調和した景観（篠山市）

#### ③ 都市と自然のつながり

- 自然地（山林など）から都市への緩やかで連続した自然景観の変遷を図り、秩序ある景観形成に努める。
- 河川などの都市のなかにある自然要素の活用を図ったうるおいのある景観形成を検討する。

### 2) 歴史・文化的要素

#### ① 歴史、文化資源の保全

- 地域に残る良好なまちなみ景観や歴史的文化的建造物等の積極的な保全を図り、地域性豊かな景観の維持・形成に努める。



■地域のシンボルである辰鼓楼を中心に調和のとれたまちなみ景観（豊岡市）

#### ② 歴史、文化の継承

- 地域の成り立ちや歴史文化を把握し、地域の景観形成に反映する。



■歴史的なまちなみ配慮した景観形成事例（赤穂市）

#### ③ 地域イメージの継承と創出

- 地域を特徴づける「色彩」や「素材」「意匠」の活用により、地域になじんだ景観の形成や周辺景観との調和を図り、地域イメージの継承と創出に努める。

## 2 基本指針

### 3) 人工的要素

#### ① 施設デザインの工夫

- 構造物の「意匠」や「素材」「色彩」の工夫や緑化修景等により、構造物そのものの景観向上を図るとともに、周辺景観に違和感のない施設整備とする。



■大通りに沿って植栽された街路樹による  
緑豊かな景観（姫路市）

#### ② 良好的隣接事業のデザインの継承

- 周辺の他の良好な公共事業と連携し、素材や色彩の統一、意匠の調整、施設配置の留意等により一体感、まとまり感のある空間づくりに努める。

### 4) 維持管理等

#### ① 維持管理

- 適切な維持管理により、公共施設による良好な景観形成の維持に努める。
- 維持管理に容易な施設設計、石材等のエイジングに耐える材料選択などについて計画段階から検討する。



■地域住民による緑化活動事例（多可町）

#### ② 修繕時等のデザインの継承

- 施設の修繕にあたっては、施工当初の景観形成意図を理解し、補修箇所が施設景観を損なわないように留意する。



■子ども達による緑化活動事例  
(三木山崎線)

#### ③ 住民参加

- 計画段階から地域住民の意見を募り、地域景観形成に関する理解が得られるように努める。
- 地域住民による維持管理活動（清掃活動、緑化運動など）を支援し、活動の展開を図る。

#### ④ 景観形成の検証

- 評価方式をもとに公共施設による景観の向上を検証する。

### 3 共通指針

#### 1) 基本計画

##### 1 地形改变の抑制

###### 1-① 地形改变の抑制、見えがかりへの配慮

- 山並みや河川、海岸線など、地域景観の骨格となる要素を保全するため、施設整備による地形改变を抑制する。
- 造成等の地形改变を行う場合には、主要な眺望点、活動の場からの見えがかりに配慮し、位置の選定や規模の縮小を検討する。

###### 1-② 自然地形との調和

- 多様な自然景観を保全するため、大規模で画一的な土地造成を避け、微地形を保全することによって自然地形との調和を図る。
- 良好な自然景観形成のため、地域のランドマークとなる良好な自然地などを積極的に活用するよう工夫する。
- 周辺の自然植生に配慮しつつ、花木や落葉樹等の季節感を生かした景観の演出を行う。

#### 2 動植物等の保全

##### 2-① 計画地の樹木、樹林地の保全

- 計画地の樹木や樹林地を積極的に保全することにより、自然性豊かな地域景観を保全する。



(2-②)  
コウノトリ野生復帰への試みと地域景観の再生（豊岡市）

#### 3 自然植生との調和(緑化、植栽)

##### 3-① 緑化修景

- 周辺の自然植生に配慮した植栽等により、自然景観との調和を図る。
- 適切な緑化工法の導入により、周辺との緑の連続性を確保する。
- 緑化修景に用いる植物材料は、地域の在来種の使用を原則とする。ただし、施設用途や使用場所に応じ、適切な管理の元で他種の材料の使用を検討する。



(3-②)  
花木や落葉樹による季節感の演出（三田市）

##### 3-② 緑とのふれあいの場の創出

- 植栽による緑との身近なふれあいの場の創出を検討する。
- 周辺の自然植生に配慮しつつ、花木や落葉樹等の季節感を生かした景観の演出を行う。

※写真説明中の番号（例：1-①）はそれぞれ  
基本計画の項目に対応する。

### 3 共通指針

#### 4 周辺環境との調和

##### 4-① 周辺の自然環境との調和

- 山間部や田園、海岸地域など、自然環境の豊かな地域では、周辺の自然景観の活用や、それらと調和した施設整備を検討する。

##### 4-② 周辺のまちなみとの調和

- 周囲の土地利用状況や歴史文化を把握し、景観形成に反映することにより周辺のまちなみとの景観の調和を図る。



(4-②)

周辺のまちなみ景観と調和した舗装及び道路付属施設（豊岡市）

#### 5 水辺空間の利用

##### 5-① 親水空間によるうるおいの景観の創出

- うるおいのある水辺景観の創出のため、親水空間等の整備を検討する。



(5-①)

都市景観にうるおいを与える水路（加古川市）

#### 6 歴史的文化的資産の保全

##### 6-① 歴史や文化に根ざした地域景観資源の保全・活用

- 歴史的建造物や伝統工法による優れた既存施設を地域景観資源として保全する。
- また、必要に応じ、歴史ある施設の新たな利用法の検討や意匠の継承を図り、良好な地域景観の形成に努める。



(6-①)

工場跡地のレンガ建造物の保全・活用により創出された地域景観（洲本市）

### 3 共通指針

#### 7 資源の有効活用(石材、間伐材等)

##### 7-① 伝統的な素材や工法の検討

- 伝統的な技術や地域の素材、色彩等を尊重し、地域景観との調和を図る。

##### 7-② 地域に根ざした自然素材の活用

- 石材等の地域に根ざした伝統的素材、地域で産する間伐材などの積極的な利用を検討し、個性豊かな地域景観の形成を図る。



(7-①)  
地域に根ざした自然素材（間伐材）を活用した案内板（香美町）

#### 8 施設デザインの工夫

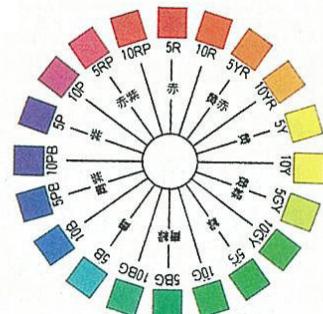
##### 8-① 配置、構造、形態、意匠、色彩など

- 地域景観において施設等の占めるボリューム感等に配慮した形態、意匠等を検討し、地域景観に違和感のないものとする。
- 周辺となじんだ景観とするため、施設や構造物の見えがかり面の遮蔽やエッジの処理等の工夫を行う。
- 周辺景観から突出したものとならないよう過剰なデザインや色彩、装飾を避ける。

##### 8-② 周辺公共事業との調和、整合

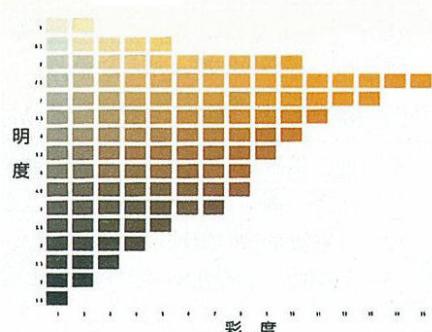
- 隣接する公共事業、関連公共事業等との景観的な調和や整合性に配慮し、一体的でまとまりのある景観形成を図る。

マンセル色相環



10YR

色相 10YR



(8-①)  
マンセル色票系を用いた色彩計画

### 3 共通指針

#### 9 維持管理の配慮

##### 9-① 維持管理の配慮

- 計画段階から維持管理にかかる費用や維持管理方法を考慮し、維持管理がしやすい構造、形態、素材を検討する。また、石材や木材などエイジングに耐える材料選定を心がける
- 植栽に関しては年間を通じて適性かつ定期的な維持管理計画を立て良好な景観の維持・保全を図る。

##### 9-② 補修工事など

- 補修工事の際には施工当初の景観形成意図を理解し、補修箇所が施設景観を損なわないように留意する。



(9-②)  
補修工事による地域景観の継承（朝来市）

#### 10 住民参加

##### 10-① 住民参加

- 計画段階から地域住民の意見を募り、地域景観形成に関する理解が得られるように努める。
- 地域住民による維持管理活動（清掃活動、緑化運動など）を支援し、活動の展開を図る。



(10-①)  
地域住民の活動により維持管理がなされている道路植栽（佐用町）

#### 11 景観形成の検証

##### 11-①評価の目的

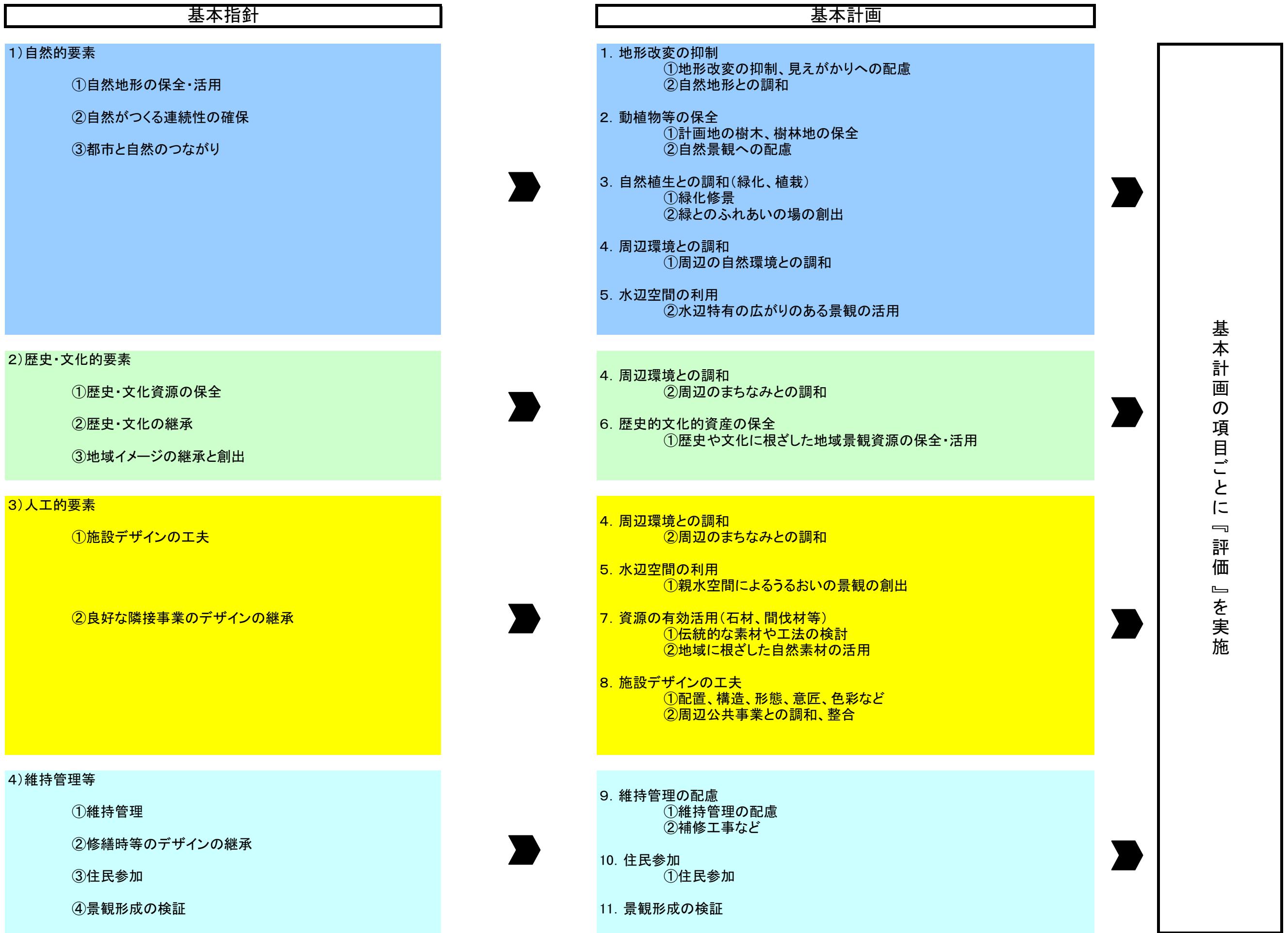
- 景観形成の検証は、
  - 1) 公共施設景観指針のもと、体系的な景観形成
  - 2) 自己評価を行うことで、景観への一層の配慮の推進
  - 3) 公共事業に携わる職員の景観に対する意識の向上を図ることを目的とする。
- 本指針に示す内容に基づき、県下の公共施設の設置や管理において、それぞれの地域性や周辺景観に配慮した取組が行われることにより、よりよい景観形成の先導的役割を果たすことを期待するものである。

##### 11-②評価の方法(案)

- 既に実施されている「環境配慮実施要領」に準じた評価方式とする。
- 評価の流れ（イメージ）を、以下に示す。

- 1)本指針に示す「構成要素別指針」「施設別指針」から、対象となる事項を選定する。
- 2)該当する配慮事項について、対応の状況により3段階の得点を与え、評点を算出する。
- 3)各事業の評点に基づき、ABCの3段階の評価を行い、その結果を公表する。

基本計画の項目ごとに『評価』を実施



### 3 共通指針

#### 2) 構成要素別指針

##### 1 斜面、法面

###### 〈指針のねらい〉

- ・斜面や法面はその設置の目的から大規模な構造物となりやすく周囲の自然景観に対し違和感を与えるやすい。そのため、設置の際には位置や工法を十分に検討し、施設の規模を最小限にとどめるとともに設置後の緑化修景により周辺の自然景観との調和を図る。

###### (1-①地形改变の抑制、見えがかりへの配慮)

- ・配置の工夫や擁壁の効果的な併用等により、施設整備のために生ずる法面の規模をできるだけ小さくする。

###### (1-②自然地形との調和)

- ・法肩のラウンディング等、現況地形になじみやすい地形づくりを行う。

###### (3-①緑化修景)

- ・法面は緑化可能な勾配や工法を採用し、原則として緑化を行うことにより、周辺景観との違和感の軽減を図る。
- ・法枠等を用いる場合には、構造物の硬い印象をやわらげるため、法肩、法尻(法面前面)への緑化修景を行なう。

###### (8-①配置、構造、形態、意匠、色彩など)

- ・中～遠景からの見えかかりに配慮した配置検討や工法選定等により、長大法面の発生を避ける。
- ・緩勾配の法面工法の採用や法肩のラウンディング処理等により、法面の圧迫感等の軽減を図る。



(1-①)  
山肌に造成面が見えており、景観面からの配慮が求められる（豊岡市）



(3-①)  
盛土法面の緑化修景により、緑豊かな景観が創出されている（三田市）

※以下、指針項目番号及び写真説明中の番号（例：1-①～）は基本計画の項で挙げられたそれぞれの項目に対応する。

### 3 共通指針

#### 2 擁壁

##### 〈指針のねらい〉

- ・擁壁はその構造上、周囲に圧迫感を与えやすい施設であることを理解し、位置や工法の検討により施設規模を最小限にとどめる。
- ・また、意匠の工夫や自然素材の活用、植栽による緑化修景により周辺景観との調和を図る。

##### (1-①)地形改变の抑制、見えがかりへの配慮)

- ・擁壁を効果的に使用することにより、地形改变の規模・影響範囲をできるだけ小さくする。



(3-①)

擁壁前面の緑化修景により、周囲の自然景観との調和が図られている（養父市）

##### (7-②)地域に根ざした自然素材の活用)

- ・土留めや石積等について、木材（間伐材等）や石材などの地場産材の活用等により、個性豊かな地域景観の形成を図る。



(7-②)

木材（間伐材）を用いた土留めにより、自然豊かな地域景観との調和が図られている  
(※整備イメージ)

### 3 共通指針

#### 3 護岸

##### 〈指針のねらい〉

- ・護岸施設は陸域と水域との接点となる施設であり、陸域と水域の連続性を確保し、うるおいのある景観形成に努める。
- ・また、自然生態系に配慮した工法を積極的に採用し、新たな自然景観の創出に努める。

##### (1-②)自然地形との調和)

- ・水際の自然地形の活用を図る。



(4-①)

護岸材料に木杭を用いることにより、周辺の自然景観との調和が図られている  
(豊岡市)

##### (4-①)周辺の自然環境との調和)

- ・石材などの自然素材の活用等により、周辺自然環境との調和を図る。

##### (5-①)親水空間によるうるおいの景観の創出)

- ・周辺地域のニーズに合わせ、親水護岸（緩斜面護岸、階段護岸、護岸下部の平場など）を設置する。



(7-①)

伝統的な石積工法による護岸であり、地域景観を構成する重要な景観要素となっている  
(西播磨海岸地域)

##### (7-①)伝統的な素材や工法の検討)

- ・自然、歴史的に良好な景観が残る地域においては、石積護岸や柳枝・粗朶工など伝統的な河川工法の採用等により、周辺景観との調和を図る。

### 3 共通指針

#### 4 舗装

##### 〈指針のねらい〉

- ・舗装の使用用途に応じ安全性や機能性を確保した上で、周辺の地域性や歴史文化に配慮した意匠や色彩などの選定を行うことにより、地域景観との調和、個性ある地域景観の創出を図る。

##### (3-②緑とのふれあいの場の創出)

- ・駐車場等へ芝等を採用し、緑豊かな景観形成を図る。

##### (4-①周辺の自然環境との調和)

- ・自然になじみやすい素材や落ち着いた色彩の舗装を選定し、自然景観との調和を図る。
- ・舗装材の透水性、保水性等に配慮し、ヒートアイランドの軽減に努める。



(4-②)  
石材を用いた舗装により、周辺のまちなみとの調和が図られている（明石市）

##### (7-①伝統的な素材や工法の検討)

- ・伝統的なまちなみが残る地域では、石材の活用や落ち着いた色彩の舗装材の採用等により、まちなみ景観との調和を図る。

##### (7-②地域に根ざした自然素材の活用)

- ・地場産材の活用等により、個性豊かな地域景観の形成を図る。



(7-①)  
落ち着いた配色の舗装により、周囲の伝統的なまちなみとの調和が図られている  
(たつの市)

##### (8-①配置、構造、形態、意匠、色彩など)

- ・周辺景観に配慮し、極端な配色や過剰なデザインを避ける。
- ・同時に使用する素材や色彩を限定することにより、統一感のある景観の形成を図る。

##### (8-②周辺公共事業との調和)

- ・使用する色彩や素材に配慮し、施設間で調和の取れた景観形成を図る。

### 3 共通指針

#### 5 付属物(ベンチ、街灯、サイン等)

##### 〈指針のねらい〉

- ・ベンチや街灯、サインなどの公共施設の付属物はそれぞれ景観の添景となる施設であり、意匠や色彩の統一により統一感ある景観形成を目指す。
- ・また、煩雑な景観とならないよう計画的な施設配置を検討し、施設の整理、統合に努める。

##### (3-②緑とのふれあいの場の創出)

- ・都市部や商業地区などの「にぎわい」の場においては、花木や草花等を活用した景観の演出を行う。



##### (4-①周辺の自然環境との調和)

- ・落ち着いた色彩の選定や自然素材を用いた施設整備等により、自然景観との調和を図る。
- ・自然の景観を妨げない施設配置や構造の検討等により、眺望景観等の保全・活用を図る。

##### (4-②周辺のまちなみとの調和)

- ・にぎわいある都市部や歴史的なまちなみが残る地区などの周辺の特性に応じ、まちなみと調和する意匠、色彩の選定を行う。

(7-①)  
転落防止柵や側溝の素材の工夫により、周囲のまちなみ景観との調和が図られている  
(たつの市)

##### (7-①伝統的な素材や工法の検討)

- ・伝統的なまちなみが残る地域では、地域の伝統的な素材や色彩を尊重した施設とし、まちなみ景観との調和を図る。

##### (7-②地域に根ざした自然素材の活用)

- ・地場産材の活用等により、個性豊かな地域景観の形成を図る。



##### (8-①配置、構造、形態、意匠、色彩など)

- ・周辺景観に配慮し、極端な配色や過剰なデザイン、過度の照明等を避ける。
- ・同時に使用する素材や色彩を限定することにより、統一感のある景観の形成を図る。
- ・煩雑な景観とならないよう施設付属物の数や位置、配置に配慮し、計画的な施設整備を行う。

(8-②)  
照明灯と信号灯の共架により、すっきりとした都市景観を形成している (豊岡市)

##### (8-②周辺公共事業との調和)

- ・使用する色彩や素材に配慮し、施設間で調和の取れた景観形成を図る。
- ・支柱の共用等、施設の統合によりすっきりとした景観形成を図る。

## 4 施設別指針

### 1 道路

#### 〈指針のねらい〉

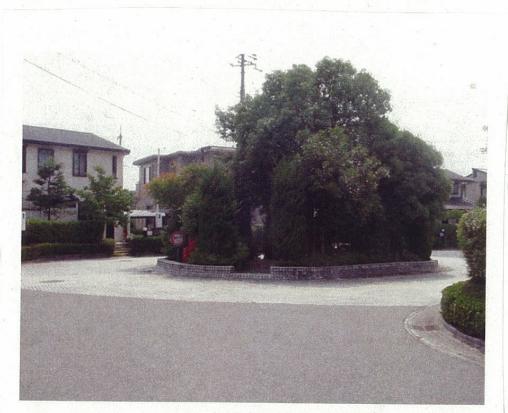
- ・道路は、自然から市街地まで幅広い景観要素に接することにより、連続的な景観を形成する公共施設である。
- ・道路における景観形成にあたっては、それらの特性を踏まえ、周辺景観との調和を図ることによって良好な景観の形成に努めるものとする。
- ・同時に、日常的に接する機会の多い施設でもあることから、沿道の地域特性や景観資源を活かしたきめの細かい景観形成に努めるものとする。

#### (1-①)地形改变の抑制、見えがかりへの配慮)

- ・線形や工法の検討等により地形改变を最小限にとどめる。
- ・主要な眺望点からの見えがかりに留意し、稜線や山肌への大規模な構造物の出現を避ける。

#### (1-②)自然地形との調和)

- ・山間部等ではできる限り地形に沿った線形の採用等により、自然地形との調和を図る。
- ・地域の特徴的な山地等の景観をランドマークとして活用する。



#### (2-①)

道路計画地内の樹木の保全により、地域性のある特徴的な道路景観を形成している（社町）

#### (2-①)計画地の樹木、樹林地の保全)

- ・位置や線形の配慮等により、良好な樹林地や象徴的な樹木の保全を図る等、特徴ある沿道景観の形成を図る。

#### (3-①)緑化修景)

- ・可能な区間においては、沿道の高木植栽や植え込み等による緑化修景を図り、周辺景観との違和感を軽減する。



#### (3-②)

透過性の高い防護柵の設置により、海岸沿いの眺望への配慮がなされている（豊岡市）

#### (3-②)緑とのふれあいの場の創出)

- ・交差点や橋詰等では、ポケットパークの整備やポイント的な緑化修景等により、身近な緑の景観を創出する。
- ・可能な区間においては、沿道の高木植栽や植え込み等による緑化修景を図り、うるおいや季節感のある景観の形成を図る。

#### (4-①)周辺の自然環境との調和)

- ・優れた眺望地や山間道路、海岸沿いの道路では透過性の高い防護柵の設置等により、良好な眺望景観の保全・活用を図る。
- ・橋梁等の大規模な構造物の設置にあたっては、周辺自然景観との調和を図る。

## 4 施設別指針

### (4-②)周辺のまちなみとの調和

- 周辺のまちなみや土地利用等の特性に配慮した舗装や道路付属施設の整備等により、沿道景観との調和を図る。
- 周辺のまちなみや土地利用等の特性に配慮し、電線の地中化等の検討を行う。



(7-②)

橋の欄干に木材を用いることにより、地域景観との調和が図られている（養父市）

### (7-②)地域に根ざした自然素材の活用

- 石材や木材（間伐材等）等の地場産材の活用等により、周辺景観等との調和を図る。



(8-①)

交差点の草花を中心とした植栽により、華やいだ都市景観が演出されている（神戸市）

### (8-②)周辺公共事業との調和

- 基調となる色や素材等について地域や路線での統一・調和を図り、まとまりのある景観の形成を図る。

## 4 施設別指針

### 2 河川

#### 〈指針のねらい〉

- ・河川は、自然から市街地まで幅広い景観要素に接することにより、連続的な景観を形成する公共施設である。
- ・河川における景観形成にあたっては、それらの特性を踏まえ、周辺景観との調和を図るとともに、河川の自然環境等を活用した良好な景観の形成に努めるものとする。

#### (1-①)地形改変の抑制、見えがかりへの配慮)

- ・河川における自然景観の保全のため、治水及び利水計画との整合を図りつつ、自然地形を尊重し、河川形状の大規模な改変をできる限り抑制する。



(3-①)  
堤防法面の緑化修景により、周囲となじんだ景観となっている（新温泉町）

#### (2-①)計画地の樹木、樹林地の保全)

- ・必要な流下能力を確保した上で、河畔林やアシ原などの河川の緑を積極的に保全する。

#### (2-②)自然豊かな景観への配慮)

- ・堰や護岸等における多自然型工法や伝統的河川工法の採用等により、自然豊かな景観の保全を図る。

#### (3-①)緑化修景)

- ・治水上支障がない範囲において、堤防法面や高水敷等の緑化修景を行う。



(5-①)  
小河川を利用し親水空間を設けることで、うるおいある景観を形成している（養父市）

#### (4-①)周辺の自然環境との調和)

- ・構造物の整備にあたっては、安全性に支障のない範囲で石材等の自然素材を活用する等、周辺自然景観との調和を図る。

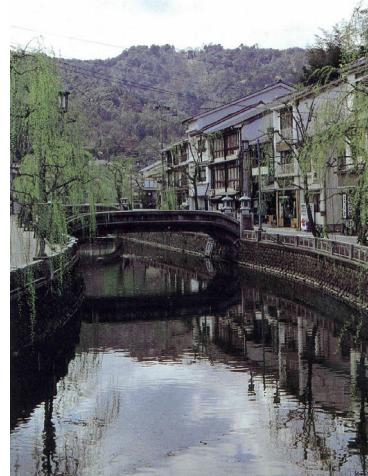
#### (5-①)親水空間によるうるおいの景観の創出)

- ・眺める場、水に親しむ空間として河川への親水性を高めるよう、必要に応じ、親水空間や散策、レクリエーション活動の場を設置する。

## 4 施設別指針

### (6-①歴史や文化に根ざした地域景観資源の保全、活用)

- ・樋門、堰、石碑など、沿川の歴史・文化的な景観要素の保全を図る。



### (7-①伝統的な素材や工法の検討)

- ・堰や護岸等における多自然型工法や伝統的河川工法の採用等により、自然景観及び自然環境の保全を図る。

### (7-②地域に根ざした自然素材の活用)

- ・石材や木材（間伐材等）等の地場産材の活用等により、周辺景観等との調和を図る。

### (8-①配置、構造、形態、意匠、色彩など)

- ・護岸等構造物の表面処理や周辺への植栽等により、地域景観との調和を図る。

(6-①)  
歴史性豊かな石橋や護岸が周辺のまちなみとともに風格ある景観を形成している  
(豊岡市)



(7-②)  
石張護岸が地域になじんだ景観を形成している  
(朝来市)

## 4 施設別指針

### 3 海岸・港湾

#### 〈指針のねらい〉

- ・海岸・港湾は、自然景観の中に設けられることの多い公共施設である。
- ・海岸・港湾における景観形成にあたっては、海岸線等の周辺自然景観の保全及びそれらとの調和による良好な景観の形成に努めるものとする。

#### (1-①)地形改变の抑制、見えがかりへの配慮)

- ・自然海岸では、自然地形の改变ができる限り抑制し、海岸線の豊かな自然景観を保全する。

#### (1-②)自然地形との調和)

- ・自然海岸では、海岸線の持つ連続性や広がりのある景観を妨げるような施設整備を避ける。

#### (2-①)計画地の樹木、樹林地の保全)

- ・海岸林（防風林、防砂林、自然樹林）の保全を図る。

#### (2-②)自然豊かな景観への配慮)

- ・護岸等における多自然型工法の採用等により自然環境を保全し、自然豊かな景観を保全する。

#### (4-①)周辺の自然環境との調和)

- ・構造物の整備にあたっては、安全性に支障のない範囲で石材等の自然素材を活用する等、周辺自然景観との調和を図る。

#### (5-①)親水空間によるうるおいの景観の創出)

- ・埋め立て造成地の護岸では、必要に応じて切り下げ護岸や階段護岸等を用いた親水空間の整備や緑化修景を行う。

#### (6-①)歴史や文化に根ざした地域景観資源の保全、活用)

- ・灯台等の歴史・文化的な港湾施設の保全を図る。

#### (7-②)地域に根ざした自然素材の活用)

- ・石材や木材（間伐材等）等の地場産材の活用等により、周辺景観等との調和を図る。

#### (8-①)配置、構造、形態、意匠、色彩など)

- ・構造物の表面処理や周辺への植栽等により、地域景観との調和を図る。



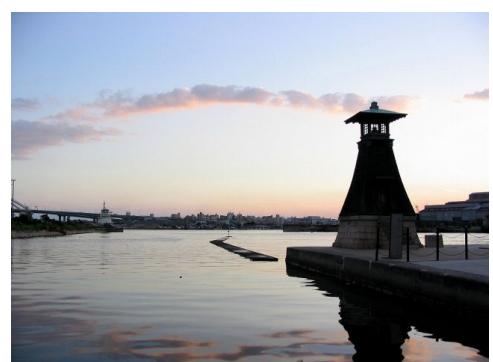
(1-②)

人工海浜による面的防護方式の採用によって護岸の高さを下げ、広がりのある景観を形成している（赤穂市）



(5-①)

埋立地の直立護岸を階段護岸に改修し、遊歩道や緑地を配して親水性を高めている（尼崎市）



(6-①)

歴史的な港湾施設がシンボルとなり、良好な地域景観を形成している（西宮市）

## 4 施設別指針

### 4 砂防施設

#### 〈指針のねらい〉

- ・砂防施設は、自然景観の中に設けられることの多い公共施設である。
- ・砂防施設における景観形成にあたっては、樹林地等の周辺自然景観の保全及びそれらとの調和による良好な景観の形成に努めるものとする。

#### (1-①)地形改变の抑制、見えがかりへの配慮)

- ・施工場所及び周辺の地形改变ができる限り抑制する。
- ・山肌に構造物が現れないよう、見えがかりに留意した配置、工法を採用する。



(1-①)

法枠内に樹木を残し、周辺の地形改变を抑制している（姫路市）

#### (3-①)緑化修景)

- ・施工後、周辺部の緑化復元等により自然景観との調和を図る。
- ・構造物の前面植栽等によって見えがかりを小さくする等、自然景観との調和を図る。

#### (4-①)周辺の自然環境との調和)

- ・構造物の整備にあたっては、石材等の自然素材を活用する等、周辺自然景観との調和を図る。



(7-②)

自然素材（間伐材）を用いた工法により、周囲の自然景観との調和が図られている（丹波市）

#### (8-①)配置、構造、形態、意匠、色彩など)

- ・構造物の表面処理や周辺への植栽等により、地域景観との調和を図る。

## 4 施設別指針

### 5 公園

#### 〈指針のねらい〉

- ・公園は住民に身近な存在であるとともに、日常的に接する機会の多い公共施設である。
- ・公園における景観形成にあたっては、公園の特徴でもある「緑」を活かした良好な景観の形成に努めるものとする。
- ・同時に、周辺地域の歴史・文化等の特性にも配慮したきめ細かな景観の形成に努めるものとする。

#### (1-①地形改变の抑制、見えがかりへの配慮)

- ・自然地形を活用した施設配置等により、造成規模の縮小を図る。



(1-②)

地形を活かした公園整備により、周辺になじんだ景観が形成されている（三田市）

#### (2-①計画地の樹木、樹林地の保全)

- ・計画地内の既存樹木、樹林地の積極的な保全・活用を図る。

#### (3-①緑化修景)

- ・周辺植生構成種を活用した緑化修景等により、地域自然になじみやすい景観の形成を図る。



(2-①)

既存の樹林の保全・活用により、豊かな自然景観を継承している（香美町）

#### (3-②緑とのふれあいの場の創出)



- ・花木や落葉樹を効果的に配植し、季節感やうるおいのある景観の形成を図る。
- ・公園施設（建築物）の屋上や壁面、駐車場等内の積極的な緑化により、緑豊かな景観形成を図る。

#### (4-①周辺の自然環境との調和)

- ・公園施設の素材や色彩に配慮し、周辺自然景観との調和を図る。

#### (4-②周辺のまちなみとの調和)

- ・市街地内にあっては、積極的な緑化修景等により、周辺市街地における「緑の拠点」の形成を図る。

#### (5-①親水空間によるうるおいの景観の創出)

- ・河川・池・海岸等の水辺空間を活かした公園整備等により、魅力とうるおいのある水辺景観の形成を図る。

## 4 施設別指針

### (5-②)水辺特有の広がりのある景観の活用)

- 施設配置等に留意し、水辺の眺望景観の積極的な活用を図る。

### (6-①)歴史や文化に根ざした地域景観資源の保全、活用)

- 地域の歴史・文化的要素を効果的に取り入れる等、地域のシンボルともなる公園整備を図る。

### (7-①)伝統的な素材や工法の検討)

- 地域の伝統的な素材や色彩を活かした公園施設の整備等により、地域景観との調和を図る。

### (7-②)地域に根ざした自然素材の活用)

- 公園施設における石材や木材（間伐材等）等の地場産材の活用等により、周辺景観等との調和を図る。

### (8-①)配置、構造、形態、意匠、色彩など)

- 公園の種別や目的を踏まえ、適切な施設規模の検討を行う。
- 公園施設について、周辺景観から突出したものとならないよう過剰なデザインや色彩、装飾を避ける。

### (8-②)周辺公共事業との調和)

- 基調となる色や素材等について地域や施設間での統一・調和を図り、まとまりのある景観の形成を図る。
- 他の公共施設等と隣接する場合においては一体的な整備を検討する等、景観の連続性や一体性の向上を図る。



(7-①)

防護柵に木材（間伐材）を活用し、周辺の自然景観との調和が図られている  
(養父市)



(8-②)

歩道と一体となった公園整備により、連続的な景観形成が図られている（神戸市）

## 4 施設別指針

### 6 公共建築物

#### 〈指針のねらい〉

- ・公共建築物は住民に身近な存在であるとともに、日常的に接する機会の多い公共施設である。
- ・公共建築物における景観形成にあたっては、地域景観のシンボルとなるような良好な景観の形成に努めるものとする。
- ・同時に、周辺地域の歴史・文化等の特性にも配慮したきめ細かな景観の形成に努めるものとする。

#### (1-①)地形改变の抑制、見えがかりへの配慮)

- ・自然地形を活用した施設配置等により、造成規模の縮小を図る。
- ・地域で親しまれている山・海・谷筋などへの視線を遮らないよう努める。



(1-①)

自然地形を活用した施設配置により、背後の山なみの稜線への配慮が図られている  
(淡路市)

#### (1-②)自然地形との調和)

- ・山並みや海岸線などの自然景観の保全・活用に配慮した施設計画を行う。

#### (2-①)計画地の樹木、樹林地の保全)

- ・計画地内の既存樹木、樹林地の積極的な保全・活用を図る。

#### (3-①)緑化修景)

- ・周辺植生構成種を活用した緑化修景等により、地域自然になじみやすい景観の形成を図る。



(3-②)

駐車場舗装の緑化により、緑豊かな景観が形成されている (淡路市)

#### (3-②)緑とのふれあいの場の創出)

- ・花木や落葉樹を効果的に配植し、季節感やうるおいのある景観の形成を図る。
- ・建築物の屋上や壁面、駐車場等、敷地内の積極的な緑化により、緑豊かな景観形成を図る。

#### (4-①)周辺の自然環境との調和)

- ・建築物の素材や色彩に配慮し、周辺自然景観との調和を図る。

#### (4-②)周辺のまちなみとの調和)

- ・建物高さや壁面位置、意匠等が揃った市街地では、周辺との連続性に配慮し、突出したものとなることを避ける。
- ・計画地接道部の緑化修景等により、周辺市街地等における緑の景観形成を図る。

## 4 施設別指針

### (5-②水辺特有の広がりのある景観の活用)

- 施設配置等に留意し、水辺の眺望景観の積極的な活用を図る。



(7-①)

外壁の色彩を周囲のまちなみの土壁の色と同系統とし、地域景観との調和が図られている（養父市）

### (6-①歴史や文化に根ざした地域景観資源の保全、活用)

- 地域の伝統様式や意匠を取り入れる等、地域のシンボルとなる施設整備を図る。
- 地域の歴史的建造物の保全を図り、必要に応じ、新たな利用法に活用する。

### (7-①伝統的な素材や工法の検討)

- 地域の伝統的な素材や色彩を活用した施設整備等により、地域景観との調和を図る。

### (7-②地域に根ざした自然素材の活用)

- 外壁や外構への石材や木材（間伐材等）等の地場産材の活用等により、周辺景観等との調和を図る。



(8-①)

空調機器などの屋外設備を遮蔽することにより、すっきりとした景観となっている（養父市）

### (8-①配置、構造、形態、意匠、色彩など)

- 適切な分棟や壁面の分節等により、周辺景観との調和を図る。
- 敷地境界からのセットバックや外周の緑化等により、近隣への圧迫感の軽減を図る。
- バックヤードや屋上設備の遮蔽等により、周辺と違和感のない景観形成を図る。
- 太陽光パネル等の省エネ機器の設置にあたっても、周辺景観との違和感の軽減に努める。



(8-②)

電線類の地中化や統一された植栽により、まとまりある景観形成がなされている（丹波市）